

日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

1. 作成者	知財 PeCo 堀家 和博（千葉特許事務所） 井上 直也（ナブテスコ株式会社）
2. テーマ	知財会計・経営分科会セッション 「キャラクター基軸の新展開ービッグデータ利活用の功罪ー」
3. レポート	<p>複合的メガ・システムから組成されるデジタル情報資源である『ビッグデータ』は、その利活用で生まれる功罪（例：Google Street View は便利だがプライバシー侵害も生み得る等）があり、制度デザインを早急に促進すべきである。その場合、メガ・システムの与益に依拠するイノベーション促進のためには、適正無境界（Fare Borderless）を保全する必要がある。</p> <p>ビッグデータを素材とするキャラクタービジネスを展開する場合、ネットワーク社会の集合意思を飛躍的に大きくするビッグボイス等の影響を踏まえ、キャラクターの世界観を含むトレード・ドレス法制を構築すべきである。</p> <p>「ロイツマガール」から「初音ミク」等への拡散的ビジネスモデル事例では、データマイニング等によりオンラインでの活動を実店舗での購買等へ誘導する O to O（Online to Offline）の相互世界観が創成されている。『ビッグデータ』上のキャラクターである「電車男」等の事例の場合、ピアプロ・キャラクター・ライセンスの契約実態等を考慮しても、現行の著作権法、不正競争防止法等の枠組みでは解決できない課題が発生する。さらに、「聖闘士星矢」など革新的な発展といえる現代型「三次元生命体キャラクター」の場合、現行の知的財産の法制度には限界がある。</p> <p>日本では「著作者にコントロール権を付与することが著作者の人格的生存に不可欠」とされるが、『ビッグデータ』上のキャラクターの場合、その著作者、人格権の取り扱い等に課題がある。</p> <p>クラウドネットワークキングの時代において、キャラクター等の管理権限の安定、多重構造化しつつある擬人化した人格の保護、さらには種々の瑕疵連鎖に対する取引安全の担保等、対策を早急に検討すべきであろう。</p>